

改正

令和5年3月31日規則第12号

多良木町しごと創生支援住宅条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、多良木町しごと創生支援住宅条例（平成29年多良木町条例第1号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可)

第2条 条例第4条の規定に基づき多良木町しごと創生支援住宅（以下「支援住宅」）を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として使用開始を希望する日の14日前までに使用許可申請書（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、使用資格の調査上必要がある場合においては、申請者に対し必要と認める書類等の提示を求め、又は提出させることができる。

3 町長は、提出された使用許可申請書の内容を審査して使用の適否を決定し、その結果について使用許可通知書（別記様式第2号）又は使用却下通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

4 町長は、使用の許可に際し必要な条件を付すことができる。

(費用負担)

第3条 前条の許可を受けた申請者（以下「使用者」という。）の支援住宅の使用に係る次に掲げる費用は、使用者の負担とする。ただし、町長が使用者に負担させることが適当でないとした場合は、この限りでない。

(1) 事業活動に伴って生じた廃棄物処理及び清掃衛生に要する経費

(2) 固定電話に係る通話及びインターネット通信に要する経費

(3) 障子、ふすまの張替え、ガラスの取替え、電灯施設等破損した小破修理に要する経費

(4) 飲食費並びに消耗品（寝具を含む日常生活に係るものに限る。）、支援住宅に備付けの器具以外の器具に要する経費

2 前項の費用負担について、使用者は、町の指定する方法により納めるものとする。

3 前項により納付した費用負担は、還付しない。ただし、町長が特に認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

4 前項の規定により費用負担を還付する割合は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める割合とする。

(1) 災害、使用者又は親族の疾病その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなった場合は、既に納付した費用負担から使用済期間分の費用負担を差し引いた金額の100分の100とする。

(2) その他やむを得ない事由により町長が特に認めた場合は、その都度町長が決定する割合とする。

(許可の取消し)

第4条 町長は、条例第9条の規定により許可を取り消した場合は、使用許可取消通知書（別記様式第4号）により使用者に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、口頭で許可を取り消したのち使用者に通知するものとする。

(明渡し)

第5条 使用者は、支援住宅の使用期間が満了する場合又は使用をやめる場合は当該期間が終了する日までに、条例第9条の規定により使用許可が取り消された場合は直ちに支援住宅を明け渡さなければならない。この場合において、使用者は、通常の利用に伴い生じた住宅の損耗を除き、支援住宅を原状に回復しなければならない。

2 使用者は、前項後段の規定に基づき行う原状回復の内容及び方法について、町長の指示に従わなければならない。

3 使用者は、第1項後段の規定に基づく原状回復を行わないときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(終了報告)

第6条 使用者は、支援住宅使用終了時（第4条の規定により許可を取り消された場合を除く。）に終了報告書（別記様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(立入り)

第7条 町長は、支援住宅の防火、火災の延焼、構造の安全その他支援住宅の管理上特に必要があると認めるときは、使用者の承諾を得ずに支援住宅内に立ち入ることができる。

2 使用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒むことができない。

(使用期間の延長)

第8条 使用者は、条例第5条第2項の規定により使用期間の延期をしようとする場合は、使用期間の終了する前に町長に対して使用期間延長許可申請書（別記様式第6号）を提出するものとする。

る。

2 町長は、提出された使用期間延長許可申請書の内容を審査して使用の適否を決定し、その結果について使用期間延長許可通知書（別記様式第7号）又は使用期間延長却下通知書（別記様式第8号）により使用者に通知するものとする。

（使用期間の延長後の対応）

第9条 前条第2項による使用期間延長の許可を受けた使用者の支援住宅の使用については、第3条から第7条までの規定を適用する。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか、支援住宅に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日規則第12号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

使用許可申請書

年 月 日

多良木町長 様

申請者 住所
氏名

㊟

多良木町しごと創生支援住宅を使用したいので、多良木町しごと創生支援住宅条例施行規則第 2 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請いたします。

記

使用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
住宅名称			
使用者氏名	年齢	職業	申請者との続柄
電話番号 (連絡先)			
メールアドレス			
使用目的・理由	<input type="checkbox"/> 多良木町での起業又は雇用を創出するため (具体的に) <input type="checkbox"/> 多良木町での就業準備のため <input type="checkbox"/> その他 (具体的に)		

(誓約事項)

- 使用許可申請書の記載内容については、事実と相違ないことを誓約します。
- 多良木町しごと創生支援住宅条例第 4 条第 2 項に規定する要件を全て満たしていることを誓約します。
- 多良木町しごと創生支援住宅条例施行規則の内容を理解し、その内容を遵守することを誓約します。

(同意事項)

- 多良木町しごと創生支援住宅の使用等について、町長が報告を求め、又は調査を行うことに同意します。

※申請者の本人確認できる書類を添付してください。

※提供いただいた個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び多良木町個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、しごと創生支援住宅の使用及び多良木町への定住に関する情報提供のために利用します。

使用許可通知書

第 号
年 月 日

様

多良木町長



年 月 日付で使用許可申請がありました件につきましては、多良木町しごと創生支援住宅条例施行規則第2条第3項の規定により、下記のとおり許可します。

記

1 使用住宅・使用期間

使用住宅	名 称	
	所在地	
使用期間	始 期	年 月 日
	終 期	年 月 日

2 使用者

氏 名	続 柄
	本 人

3 使用料 円

4 その他許可条件

使用却下通知書

第 号
年 月 日

様

多良木町長



年 月 日付で使用許可申請がありました件につきましては、多良木町しごと創生支援住宅条例施行規則第2条第3項の規定により下記のとおり却下しましたので通知します。

記

使用却下の理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、多良木町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、多良木町を被告として（訴訟において多良木町を代表する者は多良木町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

使用許可取消通知書

第 号
年 月 日

様

多良木町長



年 月 日付で許可した件につきましては、多良木町しごと創生支援住宅条例施行規則第4条の規定により下記のとおり取消しましたので通知します。

記

1 使用許可取消の理由

2 取消後の対応について

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、多良木町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、多良木町を被告として（訴訟において多良木町を代表する者は多良木町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

終了報告書

年 月 日

多良木町長 様

申請者 住所
氏名

⑩

多良木町しごと創生支援住宅の使用が終了しましたので、多良木町しごと創生支援住宅条例施行規則第6条の規定により下記のとおり報告します。

記

使用人数	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用期間に実施したこと	<input type="checkbox"/> 起業に関すること <input type="checkbox"/> 雇用創出に関すること <input type="checkbox"/> その他（ ）
使用してみた感想	
具体的な成果	<input type="checkbox"/> 事業化が決まった <input type="checkbox"/> 雇用を創出できた（ ）人 <input type="checkbox"/> その他（ ）
今後相談したいこと	<input type="checkbox"/> 資金・補助制度について <input type="checkbox"/> 店舗・空家情報について <input type="checkbox"/> その他（ ）
滞在を終えての意向	<input type="checkbox"/> 具体的に相談したい <input type="checkbox"/> 資料を送ってほしい <input type="checkbox"/> その他（ ）
その他感じられたこと	

※提供いただいた個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び多良木町個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、多良木町しごと創生支援住宅の使用及び多良木町への定住に関する情報提供のために利用します。

使用期間延長許可申請書

年 月 日

多良木町長 様

申請者 住所

氏名

㊟

年 月 日付で許可された件につきまして使用期間を延長したく、
多良木町しごと創生支援住宅条例施行規則第8条第1項の規定により下記のとおり
申請します。

記

使用期間（当初）	年 月 日から 年 月 日まで
使用期間（延長後）	年 月 日から 年 月 日まで
住宅名称	
使用期間を延長する理由	

使用期間延長許可通知書

第 号
年 月 日

様

多良木町長



年 月 日付で使用期間延長許可申請がありました件につきましては、多良木町しごと創生支援住宅条例施行規則第8条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

記

1 使用住宅・使用期間

使用住宅	名 称	
	所在地	
使用期間 (延長後)	始 期	年 月 日
	終 期	年 月 日 (日間延長)

2 追加される使用料 円

3 その他許可条件

使用期間延長却下通知書

第 号
年 月 日

様

多良木町長



年 月 日付で使用期間延長許可申請がありました件につきましては、多良木町しごと創生支援住宅条例施行規則第8条第2項の規定により下記のとおり却下しましたので通知します。

記

使用期間延長却下の理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、多良木町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、多良木町を被告として（訴訟において多良木町を代表する者は多良木町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。